

緊急事態宣言から2週間を迎えて

4月7日の緊急事態宣言の発令から2週間を迎えました。この間、県内の新型コロナウイルス感染症患者数は229名（7日）から524名（20日）と約300名増加し、依然として連日、感染者が確認されています。

感染拡大防止のためには、接触機会の最低7割、極力8割低減を目指さなければなりません。まさに今が、感染拡大に歯止めをかけられるかどうかの瀬戸際です。緊急事態措置期間は5月6日まで続きますが、県民の皆様には、引き続き、さらなるご協力をお願いします。

1 県民の皆様へ

(1) 外出のさらなる自粛

今一度、自らの行動の責任を自覚し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないようお願いします。

帰省、旅行、会合のほか、夜の繁華街への外出を控えることをお願いします。

特に、大型連休期間には、府県をまたいだ移動や観光施設等への外出の自粛を強くお願いします。

(2) 「3つの密」の回避

食料・医薬品・生活必需品の買い出し、事業継続に必要な最小限度の職場への出勤、屋外での運動、散歩等は自粛の対象とはなりませんが、これらの場合も、周りの人と一定の距離をとるなど、「3つの密」の回避に留意してください。

(3) 社会的機能を支える者に対する理解とDVや虐待等の防止

医療や食料品販売等の従事者など、社会的機能を支えている者に対して、いわれなき誹謗中傷を行うことがないように、ご理解とご協力をお願いします。

また、生活不安・ストレスによる配偶者や子ども等への暴力（DV）、高齢者や子ども等への虐待などの防止に努めてください。

2 事業者の皆様へ

(1) 休業の要請

人との接触機会をできる限り抑制するため、日常の社会生活を維持する上で不可欠な施設を除き、遊興施設、劇場、商業施設など一部の事業者の皆様に対して、5月6日までの間、休業を要請しています。よろしくご協力をお願いします。

休業要請に応じていない一部の遊技施設等の事業者には、営業しないよう強く要請します。

なお、休業要請に協力いただいた事業者の皆様に対し、県・市町が協調して、一定の経営継続支援金を支給します。

(2) 通勤削減等の一層の推進

人と人との接触機会を減らすため、在宅勤務（テレワーク）やTV会議などにより通勤を抑制し、「通勤7割削減」をお願いします。

また、職場へ出勤が必要な場合でも時差出勤、自転車通勤等の積極的な取組や、職場での「3つの密」の回避、換気の励行など、感染防止の徹底をお願いします。

県民のいのちと健康を守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご理解、ご協力をお願いします。

阪神・淡路大震災から一丸となって立ち向かってきた兵庫県だからこそ、この危機にともに立ち向かってまいりましょう。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸 敏三